

今月のテーマ

介護サービス解説シリーズNo.9

サービス付高齢者向住宅(サ高住)



みなさんの中にはサービス付き高齢者向け住宅(以下、サ高住と表記)のパンフレット等を見たことがある方も多いのではないのでしょうか。今回は、サ高住について、まとめてみました。

いつできたの?	国土交通省・厚生労働省が所管する「高齢者住まい法」の改正により平成23年10月に制度化されました。
入居時の費用	入居一時金として0～数百万円まで様々。
月額利用料	十数万円から。(*1)
対象者	60才以上の方又は要介護・要支援認定を受けている方。
住宅の設備	施設全体が床の段差がない、車いすが通れる廊下幅など、バリアフリー構造が義務化されています。(裏面参照)
介護保険のサービス	自宅と同様にサービス計画を作成し、必要に応じて選択することができます。月単位の定額料金でなく使用回数や種類により個別に費用がかかります。(要支援、特定施設*2を除く)
食事サービス	あり。選択利用が可能。別途利用料(4～7万円が多い)は必要。
施設から提供されるサービス	安否確認と生活相談というサービスは義務付けられていますが、その他のサービスは運営会社によって様々です。(裏面参照)
医療サービス	必要となった場合は、医師や歯科医師の訪問診療、薬剤師による訪問服薬管理指導等を用いることになります。

***1** 特別養護老人ホームは7万～15万程度(部屋タイプ・介護度により異なります)。減免制度もあります。

***2** 特定施設とは…

特定施設入居者生活介護事業者として指定を受けた施設のことで、その内容は、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の世話や療養上の介護などを行うとされています。自宅で行っていたサービスとの重複利用はできませんが、薬剤師等が介護保険を利用し、居宅療養管理指導で訪問することは可能です。



